

議第138号

小型船舶用自走式ホイスの取得について

県は、次により財産を取得することができる。

- 1 取得しようとする財産 小型船舶用自走式ホイスト 1基
- 2 取得予定価格 74,250,000円
- 3 契約の相手方 酒田市船場町二丁目4番37号  
テック両羽株式会社  
代表取締役 荒 井 昌 幸

提 案 理 由

小型船舶用自走式ホイストを取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものである。